秋田県内指定障害福祉サービス事業所の長 様

秋田県障害者社会参加推進センター センター長 石川 肇 (公印省略)

令和5年度サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)研修会 【実践研修】の開催について(通知)

当センターの事業につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、今年度の標記研修を下記日程のとおり、集合による研修日を設けて実施することになりましたので、受講決定となった方は、下記の「実践研修」を受講することになります。 つきましては、当センターのホームページに開催要領等詳細を掲載しておりますので、受講を希望する際は各種資料をご確認の上、お申込みください。

[URL https://www.normanet.ne.jp/~ww100132/center/]

なお、この通知は令和5年4月1日現在の指定障害福祉サービス事業所に送付しておりますので、受講者については、法人内で十分調整の上、申込んでください。

また、申込者多数の場合は、県障害福祉課と協議の上、受講者を決定しますので、ご留意ください。

研 修 名	開催日	研修形式	申 込 受 付 期 間
実践研修	10月19日(木)~10月20日(金)	集合	8月1日 (火) ~8月21日 (月)

※実践研修申込締切日 8月21日(月)午後5時(厳守)

1 告示改正について

①令和元年度からサービス管理責任者等に係る研修制度が見直され、新たに「基礎研修」と5年毎の「更新研修」や令和3年度からは「実践研修」が始まりました。これらの制度の概要については、県障害福祉課や当センターのホームページに掲載している情報等でご確認ください。

②令和5年6月30日の国の改正により「実践研修」の受講に必要な「基礎研修」受講後のOJT期間については、一定の要件を満たした場合は例外的に「6月以上」の実務経験で受講可能となりました。また、サービス管理責任者等の「みなし配置」についても改正しておりますので、当協会ホームページに掲載の「実践研修」開催要領等でご確認ください。

2 「実践研修」について

今年度の「実践研修」は、令和元年度から令和3年度に基礎研修を修了された方で一定の条件を満たす方を対象に行います。ただし、上記に記載のとおり一定の要件を満たした場合は、例外的に「6月以上」の実務経験で受講可能となりますのでご留意ください。

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県身体障害者福祉協会内 秋田県障害者社会参加推進センター サビ管研修担当:鹿子澤・渡辺 TEL 018-864-2780 FAX 018-864-2781